

一声かけて人助け！ワンチームカードで「強く大きな民商」を！

名古屋北部民商ニュース

2020年3月30日（月）発行

No.371

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

融資制度や納税緩和措置を活用し 民商で商売とくらしを守り抜こう

新型コロナウイルス感染症特別貸付(無利子・無担保)の概要			
使い道	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
対象	次のいずれかに該当する方		
	①最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、a過去3か月の平均売上高 b令和元年12月の売上高 c令和元年10～12月の平均売上高 のいずれかと比較して5%以上減少している方		
融資限度額	国民生活事業	6,000万円	
(いずれも別枠)	中小企業事業	3億円	
返済期間	設備資金 20年以内(5年以内)		
(うち据置期間)	運転資金 15年以内(5年以内)		
利率(年)	国民生活事業	3,000万円以内の部分	当初3年間:基準利率-0.9% 3年経過後:基準利率
		3,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	1億円以内の部分	当初3年間:基準利率-0.9% 3年経過後:基準利率
		1億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

新型コロナウイルス感染症対策本部による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」の発表に伴い、日本政策金融公庫と愛知県信用保証協会、名古屋市信用保証協会は融資制度を拡充します。

無利子・無担保融資を創設（政策金融公庫）

日本政策金融公庫では、新型コロナウイルス感染症特別貸付（無利子・無担保融資）を創設し、マル経融資および生活衛生改善貸付を拡充しました。

新型コロナウイルス感染症特別貸付（無利子・無担保）を受けた方の中で、特に影響の大きい中小業者に対し、利子補給を行うことで実質無利子にしますというものです。したがって、当初の返済には利息を支払い、あとで戻ってきます。

適用対象は、①個人事業主・フリーランス（製造業・建設業・運輸業その他業種の場合）は従業員20名以下、小売・卸売・サービス業は従業員5人以下の事業所②小規模事業者（法人）で売上高が▲15%以上減少③前記①②を除く中小企業者で売上高

婦人部 お花見散策のお知らせ

婦人部のみなさん、北区・御用水で「お花見散策&ランチ」を行います。

満開の桜の下を散策した後は、会員さんのお店でランチを楽しみましょう。



当日はスニーカーなど歩きやすい靴を履いてご参加ください。

日時：4月11日（土）

午前10時30分 事務所集合

が▲20%以上減少の方です。

融資制度の詳しいお問い合わせや融資の相談は民商 ☎915-8111まで。

所得税・消費税の振替納付日が変わりました

所得税・消費税の納付威厳が4月16日（木）に延長されたことに伴い、所得税の振替納付日は5月15日（金）に、消費税の振替納付日は5月19日（火）に変更されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な場合は「納税の猶予」や「換価の猶予」の申請をしましょう。

共に猶予が認められると、延滞税の一部または全部が免除され、すでに差押え等が行われている場合には、差押えが解除されます。

いずれも、納期限から6か月以内に申請が必要です。納期限までに納付ができない方は、早めに民商までご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大に負けず、民商で商売と暮らしを守り抜きましょう。

毎月15日までに集金して、班、支部の役員に届けて下さい。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようにご協力を！！

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

